

## 辰野町肥料・農薬価格高騰緊急支援対策補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、肥料・農薬をはじめとする農業生産資材の価格高騰の長期化により、経営の継続が困難となるおそれがある農業者に対し肥料・農薬購入費の一部を助成し、経営の安定化を図るとともに、地域農業の持続的な発展につなげることを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に圃場を有し、耕種農業を営む者
- (2) 令和6年時点で農産物等の出荷又は販売の実績があり、かつ令和7年度以降も営農を継続している者。  
ただし、令和7年から営農を開始した場合は、令和7年時点で出荷又は販売の実績がある者とする。
- (3) 町税、使用料、手数料その他町に納付すべき金銭に未納がない者

### (補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間における肥料・農薬の購入費用（販売用肥料・農薬の生産に使用するものに限る。以下「補助対象経費」という。）とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は肥料及び農薬の購入に要する経費の合計額に100分15を乗じて得た額とし、200,000円を上限とする。100円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、辰野町肥料・農薬価格高騰緊急支援対策補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）を令和8年6月30日までに町長へ提出しなければならない。

### (補助金の交付決定及び確定)

第6条 町長は、申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、辰野町肥料・農薬価格高騰緊急支援対策補助金交付決定書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知した後、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。

### (補助金の取消し及び返還)

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取消し、又は既に交付をした補助金を返還させることができる。

- (1) 偽りなど不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。